

「テロ対策特別措置法」延長・新法制定に断固として反対し
日本国憲法の平和原則に立ち返ることを要求する

9 月 10 日に開会した臨時国会の重要争点は、「年金問題」・「政治とカネ」とともに、「テロ対策特別措置法」の行方にある。我々は「テロ対策特別措置法」を直ちに廃止するとともに、与党が検討している給油活動のみの新法制定にも断固反対する。

「テロ対策特別措置法」は、ブッシュ米政権がはじめた「アメリカの戦争」であるアフガン戦争への参戦と協力を要求された小泉政権が、国連憲章に基づかず、日本国憲法にも違反する自衛隊の海外出兵を認めた法律であり、2001 年 10 月の成立後、03 年、05 年、06 年と三度にわたり延長が強行された。しかしアフガンにおいては、テロ防止どころか状況は泥沼化の一途をたどっている。さらに、自衛隊の給油活動が「テロ対策特別措置法」にも違反し、アフガン以外でのアメリカの戦争に関与しているとの重大な事実が指摘されている。

こうした事態の中で自公政権は、日米同盟の強化・継続と「国際貢献」を根拠に、「テロ対策特別措置法」延長を画策し、「延長できるのなら何でも野党の要求を聞く」などと「与野党修正協議」を呼びかけ、野党の事前協議拒否姿勢の強固さに今度は「新法」制定に方針を転じて与野党協議を呼びかけるなど、国会「戦術」を弄したなりふり構わない策動を続けている。

1954 年 6 月、自衛隊法が成立した際の参議院附帯決議は以下のように述べる。曰く「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。右、決議する。」

しかしその後の歴史は、特に 90 年代以降、日米同盟を旗印にアメリカの戦争への強力、アメリカ軍との一体化へと日本は急速に突き進み、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO 法、92 年)で始めて海外出動を実現し、21 世紀に入り小泉政権時に「テロ対策特別措置法」(01 年)「武力攻撃事態法」(03 年)「イラク特別措置法」(同)へとすすみ、「戦後レジームからの脱却」を標榜した安倍前政権時の 06 年 12 月、自衛隊法「改正」(本年 1 月 9 日に防衛庁が防衛省となる)により第 3 条第 2 項第 1 号に「我が国周辺の地域」での活動が、第 2 号に「国際平和」のための活動が新設され、海外出動が自衛隊の本来任務となった。

これら政府が行った立法は、明らかに憲法に抵触する。それを厳粛に受け止め、日本の国際貢献のあり方を今一度、議論すべきである。

いま私たちには、日本国憲法の平和原則と第 9 条に立ちかえることが切実に求められている。

第 9 条は

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

と謳っている。

国連決議があるなしにかかわらず、日本国憲法に違反する「テロ対策特別措置法」を廃止すべきである。同時に、与党が制定を狙う給油活動新法に断固反対するものである。

以上、決議する。

2007 年 10 月 13 日
東海私大教連第 29 回大会